

改 正 案	現 行
<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p> <p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第一条の二 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項</p> <p>から までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>輸入申告（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づき行う輸入申告をいう。以下同じ。）及び特例申告（法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）（以下この条において「輸入申告等」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>担保の提供（法第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合に行う担保の提供をいい、提供した後における当該担保の管理を含む。）並びに関税、内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（第二条第一号（定義）（の内国消費税をいう。））及び地方消費税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第七十二条の七十七第三号）（地方消費税に関する用語の意義）の貨物割をいう。）（の納付に係る事務の管理（以下この条において</p>	<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p> <p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第一条の二 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 同上</p> <p>同上</p> <p>輸入申告（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づき行う輸入申告をいう。）及び特例申告（法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。）（以下この条において「輸入申告等」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>担保の提供（法第七条の八第一項（担保の提供）の規定に基づき税関長に対して行う担保の提供をいい、提供した後における当該担保の管理を含む。）並びに関税、内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（第二条第一号（定義）（の内国消費税をいう。））及び地方消費税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第七十二条の七十七第三号）（地方消費税に関する用語の意義）の貨物割をいう。）（の納付に係る事務の管理（以下この条において「担保及び納</p>

「担保及び納税の管理」という。()に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

特例申告貨物（法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ イの から までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 帳簿書類（法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。以下この条において同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項

ト 承認を受けようとする法人の財務の状況（会計帳簿その他財務に関する書類の概要を含む。次号ト、第四条の五第一号ト及び第二号ト、第七条の四第一号ト及び第二号ト、第九条第一号ト及び第二号ト、第九条の七第一号ト及び第二号トにおいて同じ。）に関する事項

チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

又 その他参考となるべき事項

二 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合 次に掲げる事項

税の管理」という。()に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

特例申告貨物（法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。）の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

ホ 同上

ヘ 同上

ト 承認を受けようとする法人の財務の状況（会計帳簿その他財務に関する書類の概要を含む。次号ト、第四条の五第一号ト及び第二号ト（法令遵守規則の記載事項）、第九条第一号ト及び第二号ト（法令遵守規則の記載事項）において同じ。）に関する事項

チ 同上

リ 同上

イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項

から までに規定する業務を総括する者の氏名

輸入申告等に関する業務を行う者の氏名

担保及び納税の管理に関する業務を行う者の氏名

特例申告貨物の管理に関する業務を行う者の氏名

法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名

ロ イの から までに定める業務の具体的内容及び手順

ハ 承認を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 帳簿書類の作成、保管及び管理に関する事項

ト 承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項

チ その他参考となるべき事項

（届出場所の基準）

第四条の二 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げる要件のすべてに適合することとする。

一 法第五十条第一項の承認を受けた者の事務所その他の事業場に設置される入出力装置と、独立行政法人通関情報処理センターの使用に係る電子計算機及び税関の事務所に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続しており、届出場所（同項に規定する届出に係る場所をいう。以下この条及び第四条の四第二号において同じ。）における外国貨物の蔵置等（同項に規定する外国貨物の蔵

又 同上

二 同上

（届出場所の基準）

第四条の二 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げる要件のすべてに適合することとする。

一 法第五十条第一項の承認を受けた者の事務所その他の事業場に設置される入出力装置と、独立行政法人通関情報処理センターの使用に係る電子計算機及び税関の事務所に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続しており、届出場所（同項に規定する届出に係る場所をいう。以下この条及び第四条の四第二号（届出に係る添付書類）において同じ。）における外国貨物の蔵置等（同項

置等をいう。以下同じ。）に関する業務を電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。第七条の二において同じ。）を使用して行うことができること。

二 届出場所における外国貨物の蔵置等に関する業務を法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する規則に基づき、適正かつ確実に遂行できること。

三 届出場所の所在地及び周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設が整備されており、かつ、当該届出場所について外国貨物又は輸出しようとする貨物の保全のため、次のいずれかの措置を講じていること。

イ 届出場所の周辺を柵、壁その他の障壁によつて区画し、かつ、当該障壁の周辺に照明装置等容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。

ロ 届出場所の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知してその監視を行う場所において表示することができる装置を設置すること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、届出場所における貨物の取扱量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該届出場所及びその周辺を巡視することその他貨物の保全のための適切な措置を講じていること。

（展示、使用等を行うことができる貨物）

第七条 令第五十一条の第三第二項第一号（保税展示場に入れることができる貨物等）及び第五十一条の第十一号（総合保税地域においてすることができる展示等）に規定する財務省令で定める貨物は、実費を超えない対価を徴収して観覧又は使用に供される貨物とする。

（特定保税運送に係る貨物の管理）

第七条の二 令第五十五条の三（保税運送の承認を受けることを要しない区間）の規定による外国貨物の管理は、次の各号に掲げる帳簿の区分に応じ、当該各号に

に規定する外国貨物の蔵置等をいう。以下同じ。）に関する業務を電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができること。

二 同上

三 同上

第七条 同上

定める事項の記載を電子情報処理組織により行うものとする。

- 一 法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿を除く。） 令第二十九条の二第二項第一号及び第七号（記帳義務）に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物（法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送に係る外国貨物をいう。以下この条及び第七条の五第一号において同じ。）につきこれらの号に定める事項
- 二 法第三十四条の二に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿に限る。） 令第二十九条の二第二項第一号及び第十一号に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物につきこれらの号に定める事項
- 三 法第六十一条の三（記帳義務）に規定する帳簿 令第五十条第一項第一号及び第七号（記帳義務）に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物につきこれらの号に定める事項

（申請書の記載事項）

第七条の三 令第五十五条の五第一項第三号（特定保税運送者の承認の申請の手續等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者（令第五十五条の五第一項第一号に規定する申請者をいう。次号において同じ。）の役員の氏名及び経歴並びに資本金（その者が法人である場合に限り。）
- 二 業務の種類及び概要（国際運送貨物の運送又は管理に関する業務以外の業務を行っている場合に限るものとし、申請者が認定通関業者（法第七十九条の二（規則等に関する改善措置）に規定する認定通関業者をいう。第九条の六第三号において同じ。）又は令第五十五条の二第一号（国際運送貨物取扱業者に関する要件）に該当する者である場合を除く。）
- 三 次に掲げる業務に直接携わる担当者の氏名、職名及び履歴
 - イ 特定保税運送に関する業務等（法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送に関する業務及び法第六十七条の三第二項（輸出

申告の特例)に規定する運送に関する業務をいう。以下ロ及び第五号イ並びに次条第一号イ及び二並びに第二号イ及び二において同じ。)

ロ 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務(特定保税運送に関する業務等を除く。第五号ロ並びに次条第一号イ及び二並びに第二号イ及び二において同じ。)

四 法第六十三条の四第一号イからホまで(承認の要件)のいずれかに該当する場合には、その事実

五 次に掲げる業務を行う営業所の名称

イ 特定保税運送に関する業務等

ロ 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務

(法令遵守規則の記載事項)

第七条の四 法第六十三条の四第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項

イ 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

から までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

特定保税運送に関する業務等を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ イの から までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人

- その他の従業者が法令（法その他関税に関する法令（当該法人が令第五十五条の六各号（国際運送貨物取扱業者の承認の要件に係る法律の指定）に掲げる者である場合にあつては、当該各号に掲げる者の区分に心じ、当該各号に定める法律及びその法律に基づく命令を含む。）を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
- 二 特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- ヘ 運送目録（法第六十三条の二第二項（保税運送の特例）に規定する運送目録をいう。次号へにおいて同じ。）の作成、管理並びに税関への提示及び提出に関する事項
- ト 承認を受けようとする法人の財務の状況に関する事項
- チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
- リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
- 又 その他参考となるべき事項
- 二 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合 次に掲げる事項
- イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項
- から までに規定する業務を総括する者の氏名
- | 特定保税運送に関する業務等を行う者の氏名
- | 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う者の氏名
- | 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名
- ロ イの から までに定める業務の具体的内容及び手順
- ハ 承認を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令（法その他関税に関する法令）当該承認を受けようとする者が令第五十五条の六各号に掲

ける者である場合にあつては、当該番号に掲げる者の区分に応じ、当該番号に定める法律及びその法律に基づく命令を含む。()を除く。()の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

二 特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 運送目録の作成、管理並びに税関への提示及び提出に関する事項

ト 承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項

チ その他参考となるべき事項

(保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出書の記載事項)

第七条の五 令第五十五条の七第四号(保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十三条の二第二項(保税運送の特例)の規定の適用を受ける必要がなくなった理由

二 届出を行おうとする者が行った特定保税運送貨物のすべてが運送先に到着している旨

(申請書の記載事項)

第九条の五 令第六十九条第一項第三号(認定通関業者の認定の申請の手続等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第六十九条第一項に規定する申請者(その者が法人である場合に限る。)の役員の氏名及び経歴並びに資本金

二 通関業務(通関業法)昭和四十二年法律第百二十二号(第一条第一号)定義

()に規定する通関業務をいう。次号並びに第九条の七第一号イ及び二並びに第二号二において同じ。()以外の業務の種類及び概要(輸出しようとする貨物又は外国貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行っている場合に限る。)

三 通関業務及び関連業務(通関業法第七条(関連業務)に規定する関連業務をいう。)()に直接携わる担当者の氏名、職名及び履歴

四 法第七十九条第三項第一号イからニまで(通関業者の認定)のいずれかに該当する場合には、その事実

五 通関業法第八条第一項(営業所の新設)の規定により許可を受けている営業所の所在地及び名称

六 前号に規定する営業所のうち、特例申告貨物(法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の七第一号イにおいて同じ。)()に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告(法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。)()を行う予定の営業所の名称

七 申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)、第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)又は第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を受けている場合には、その事実

(輸出及び輸入に関する業務の基準)

第九条の六 法第七十九条第三項第二号(通関業者の認定)に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 特例申告貨物に係る輸入申告において、令第五十九条(輸入申告の手続)に規定する輸入申告書に記載する事項が当該申告に係る貨物の現況と一致することを、当該貨物及び仕入書その他の関係書類により的確に確認するための体制が整備されていること。

二 特定委託輸出申告において、令第五十九条の五第二項において準用する同条

第一項（特定輸出申告及び特定委託輸出申告の申告事項等）により適用する令第五十八条（輸出申告の手続）に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、税関長が適当と認める方法により的確に確認する体制が整備されていること。

三 運送中の特定委託輸出申告に係る貨物について事故が発生した場合その他認定通関業者が当該貨物を運送する特定保税運送者（法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送者をいう。以下この号において同じ。）に連絡を行う必要がある場合において、当該特定保税運送者と速やかに連絡ができる体制が整備されていること。

四 前各号に掲げるもののほか、輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること。

五 前各号に掲げる業務について、法、通関業法及び他の法令を遵守するために必要かつ十分な体制が整備されていること。

（法令遵守規則の記載事項）

第九条の七 法第七十九条第三項第三号（通関業者の認定）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 認定を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項

イ 法、通関業法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

及び 規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告を含む通関業務その他輸出及び輸入に関する業務（以下この条において「輸出入関連業務」という。）を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏

名及び職名

- ロイの から までに定める部門における業務の具体的内容及び手順
- ハ 認定を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他関税に関する法令及び通関業法を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
- ニ 通関業務以外の業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- ヘ 帳簿書類（通関業法第二十二条第一項（記帳、届出、報告等）に規定する帳簿及び書類をいう。次号へにおいて同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項
- ト 認定を受けようとする法人の財務の状況に関する事項
- チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
- リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
- 又 その他参考となるべき事項
- 二 認定を受けようとする者が法人以外の者である場合、次に掲げる事項
 - イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項
 - 及び 及び に規定する業務を総括する者の氏名
 - 輸出入関連業務を行う者の氏名
 - 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名
 - ロイの から までに定める業務の具体的内容及び手順
- ハ 認定を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令（法その他関税に関する法令及び通関業法を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
- 二 通関業務以外の業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者

が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 帳簿書類の作成、保管及び管理に関する事項

ト 認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項

チ その他参考となるべき事項

改正案

関稅定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）（第二条關係）

（入国者が輸入する携帯品等の免税）

第二条の四 令第十三条の六の表の第二号の上欄（無条件免税をしない携帯品）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

- 一 法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品
- 二 法の別表第二四類に掲げる物品
- 三 本邦に入国する者（船舶又は航空機の乗組員を除く。）がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条（別送する携帯品又は引越荷物の免税の手續）の手續を経て別送して輸入する物品のうち香水
- 四 船舶又は航空機の乗組員がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手續を経て別送して輸入する物品のうち次に掲げる物品
 - イ 法の別表第二二二・二二二号及び第二二一六・九号の二の（二）のEに掲げる物品のうちの一
 - ロ 法の別表第九一・一項から第九一・五項までに掲げる物品

2 令第十三条の六の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の表の上欄に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手續を経て別送して輸入する同表の中欄に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。ただし、未成年者が、同表の中欄に掲げる物品のうち法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品及び同表第二四類に掲げる物品をその入国の際に携帯して輸入し、又は同条の手續を経て別送して輸入する場合は、この限りでない。

本邦に入国する者	物品	数量
----------	----	----

現行

関稅定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）（第二条關係）

（入国者が輸入する携帯品等の免税）

第二条の四 令第十三条の五の表の第二号の上欄（無条件免税をしない携帯品）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

- 一同上
- 二同上
- 三同上
- 四同上

2 令第十三条の五の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の表の上欄に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手續を経て別送して輸入する同表の中欄に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。ただし、未成年者が、同表の中欄に掲げる物品のうち法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品及び同表第二四類に掲げる物品をその入国の際に携帯して輸入し、又は同条の手續を経て別送して輸入する場合は、この限りでない。

本邦に入国する者	物品	数量
----------	----	----

三 船舶の乗組員（航	<p>一 船舶の乗組員（航海日数が一月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）</p> <p>二 船舶の乗組員（航海日数が一月以上三月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）</p>	<p>法の別表第二四類に掲げる物品</p> <p>法の別表第二一・二・三・四・五項から第九一・五項までに掲げる物品</p> <p>法の別表第二四類に掲げる物品</p> <p>法の別表第二一・二・三項から第二一・八項までに掲げる物品</p> <p>法の別表第二四類に掲げる物品</p>	<p>七五グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品の場合にあつては一本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品の場合にあつては六〇本。次号から第四号までにおいて同じ。）及びその他税関長が適当と認める数量</p> <p>一枚（四三平方センチメートルを一枚として換算する。次号において同じ。）</p> <p>一本（七六〇ミリリットルを一本として換算する。）</p> <p>七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量</p> <p>一個（現に使用中のもので、海外市価（外国においてその物品を購入する際に支払われた又は支払われるべき価格をいう。以下この条において同じ。）三万円以下のものに限る。次号において同じ。）</p>
法の別表第二一・二・三			一枚

三 船舶の乗組員（航	<p>一 船舶の乗組員（航海日数が一月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）</p> <p>二 船舶の乗組員（航海日数が一月以上三月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）</p>	<p>法の別表第二四類に掲げる物品</p> <p>法の別表第二一・二・三・四・五項から第九一・五項までに掲げる物品</p> <p>法の別表第二四類に掲げる物品</p> <p>法の別表第二一・二・三項から第二一・八項までに掲げる物品</p> <p>法の別表第二四類に掲げる物品</p>	<p>七五グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品の場合にあつては一本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品の場合にあつては六〇本。次号から第四号までにおいて同じ。）及びその他税関長が適当と認める数量</p> <p>一枚（四三平方センチメートルを一枚として換算する。次号において同じ。）</p> <p>一本（七六〇ミリリットルを一本として換算する。）</p> <p>七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量</p> <p>一個（現に使用中のもので、海外市価（外国においてその物品を購入する際に支払われた又は支払われるべき価格をいう。以下この条において同じ。）三万円以下のものに限る。次号において同じ。）</p>
法の別表第二一・二・三			一枚

海日数が三月以上のものに限り、退職により下船する者を除く。)	号及び第二一六・九号の二の(ロ)のEに掲げる物品のうちのみ	法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品	法の別表第二四類に掲げる物品	法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品	五 前各号に掲げる者以外の者
	二本(七六ミリリットルを一本として換算する。)	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	三本(七六〇ミリリットルを一本として換算する。)	上欄に掲げる者が居住者(本邦内に住所又は居所を有する自然人をいう。)
	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量
	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量
	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量

海日数が三月以上のものに限り、退職により下船する者を除く。)	号及び第二一六・九号の二の(ロ)のEに掲げる物品のうちのみ	法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品	法の別表第二四類に掲げる物品	法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品	五 前各号に掲げる者以外の者
	二本(七六ミリリットルを一本として換算する。)	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	三本(七六〇ミリリットルを一本として換算する。)	上欄に掲げる者が居住者(本邦内に住所又は居所を有する自然人をいう。)
	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量
	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量
	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量

		<p>他税関長が適当と認める数量、同欄に掲げる者が非居住者（居住者以外の自然人をいう。）である場合にあつては五グラム（法の別表第二四二・一号に掲げる物品のみの場合にあつては一 本、同表第二四二・二号に掲げる物品のみの場合にあつては四本）及びその他税関長が適当と認める数量</p>
香水	ニオンス	

備考 この表及び第五項の表において「航海日数」とは、次に掲げる日数について、民法第四百四十三条（暦による期間の計算）に定めるところにより計算するものとする。

一 本邦を一港とみなし、本邦の最終の港を出港した日から起算して本邦の最初の港に入港した日までの日数

二 前号の規定によることのできない場合にあつては、外国の直前の港を出港した日から起算して本邦の最初の港に入港した日までの日数

3 令第十三条の六の表の第三号の上欄に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

一 衣類、書籍、化粧品、身辺装飾用品その他の本邦に入国する者の私用に供することを目的とし、かつ、その者の入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関長が必要と認める物品

二 本邦に入国する者の職業上直接必要とするものであり、かつ、当該旅行中に

		<p>他税関長が適当と認める数量、同欄に掲げる者が非居住者（居住者以外の自然人をいう。）である場合にあつては五グラム（法の別表第二四二・一号に掲げる物品のみの場合にあつては一 本、同表第二四二・二号に掲げる物品のみの場合にあつては四本）及びその他税関長が適当と認める数量</p>
香水	ニオンス	

備考 この表及び第五項の表において「航海日数」とは、次に掲げる日数について、民法第四百四十三条（暦による期間の計算）に定めるところにより計算するものとする。

一 同上

二 同上

3 令第十三条の五の表の第三号の上欄に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

一 同上

二 同上

において使用すると認められる職業用具

4 令第十三条の六の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定めるところにより計算した輸入する物品の額の総額は、同表の上欄に掲げる物品（一品目ごとの海外市価の合計額が一万円以下（船舶又は航空機の乗組員にあつては千円以下）であるものを除く。）の海外市価の合計額とする。

5 令第十三条の六の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定める額は、次の表の上欄の各号に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる海外市価の合計額とする。

本邦に入国する者	海外市価の合計額
一 船舶の乗組員（航海日数が一月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	二万五千元
二 船舶の乗組員（航海日数が一月以上三月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	四万五千元
三 船舶の乗組員（航海日数が三月以上のものに限り、退職により下船する者を除く。）	六万円
四 航空機の乗組員（退職により降機する者を除く。）	一万五千元
五 前各号に掲げる者以外の者	二十万円

（入国者が輸入する引越荷物）

第二条の五 前条第一項の規定は令第十三条の七（無条件免税をしない引越荷物）において準用する令第十三条の六の表の第二号の上欄に規定する財務省令で定める物品について、前条第二項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める数量について、同条第三項の規定は同表の第三号の上欄に規定する財務省令で定め

4 令第十三条の五の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定めるところにより計算した輸入する物品の額の総額は、同表の上欄に掲げる物品（一品目ごとの海外市価の合計額が一万円以下（船舶又は航空機の乗組員にあつては千円以下）であるものを除く。）の海外市価の合計額とする。

5 令第十三条の五の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定める額は、次の表の上欄の各号に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる海外市価の合計額とする。

本邦に入国する者	海外市価の合計額
一 船舶の乗組員（航海日数が一月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	二万五千元
二 船舶の乗組員（航海日数が一月以上三月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	四万五千元
三 船舶の乗組員（航海日数が三月以上のものに限り、退職により下船する者を除く。）	六万円
四 航空機の乗組員（退職により降機する者を除く。）	一万五千元
五 前各号に掲げる者以外の者	二十万円

（入国者が輸入する引越荷物）

第二条の五 前条第一項の規定は令第十三条の六（無条件免税をしない引越荷物）において準用する令第十三条の五の表の第二号の上欄に規定する財務省令で定める物品について、前条第一項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める数量について、同条第三項の規定は同表の第三号の上欄に規定する財務省令で定め

る物品について、同条第四項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定めるところにより計算した輸入する物品の額の総額について、同条第五項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項の表の第五号の下欄中、「上欄に掲げる者が居住者（本邦内に住所又は居所を有する自然人をいう。）である場合にあつては二五グラム（法の別表第二四 二・一 号に掲げる物品の場合にあつては五 本、同表第二四 二・二 号に掲げる物品の場合にあつては二 本）及びその他税関長が適当と認める数量、同欄に掲げる者が非居住者（居住者以外の自然人をいう。）である場合にあつては五 グラム」とあるのは「五 グラム」と、同条第三項第一号中「物品」とあるのは「物品並びに家具、調度品その他の本邦に入国する者又はその家族が既に使用したものでその住所を移転する事由、外国及び本邦における居住期間、職業、家族の数その他の事情を勘案して税関長が適当と認める物品」と読み替えるものとする。

る物品について、同条第四項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定めるところにより計算した輸入する物品の額の総額について、同条第五項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項の表の第五号の下欄中、「上欄に掲げる者が居住者（本邦内に住所又は居所を有する自然人をいう。）である場合にあつては二五グラム（法の別表第二四 二・一 号に掲げる物品の場合にあつては五 本、同表第二四 二・二 号に掲げる物品の場合にあつては二 本）及びその他税関長が適当と認める数量、同欄に掲げる者が非居住者（居住者以外の自然人をいう。）である場合にあつては五 グラム」とあるのは「五 グラム」と、同条第三項第一号中「物品」とあるのは「物品並びに家具、調度品その他の本邦に入国する者又はその家族が既に使用したものでその住所を移転する事由、外国及び本邦における居住期間、職業、家族の数その他の事情を勘案して税関長が適当と認める物品」と読み替えるものとする。

改正案

現行

<p>財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）（第三条関係）</p>	<p>財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）（第三条関係）</p>
<p>（統括審査官の職務）</p> <p>第三百六条 統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務（貨物情報管理室、統括監視官、特別監視官、特別審査官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。</p>	<p>（統括審査官の職務）</p> <p>第三百六条 同上</p>
<p>一 輸出貨物及び積戻貨物並びに輸入貨物（以下「輸出入貨物等」という。）に関する申告書、申請書及び請求書並びにこれらの附属書類の受理及び審査に関すること。</p>	<p>一同上</p>
<p>二 前号に掲げる事務に伴う検査、鑑定及び確認並びに見本の採取に関すること。</p>	<p>二 同上</p>
<p>三 輸出入貨物等の統計上の分類に関すること。</p>	<p>三 同上</p>
<p>四 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の税率の適用に関すること。</p>	<p>四 同上</p>
<p>五 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の確定に関すること（収納課、調査部統括調査官及び特別関税調査官の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>五 同上</p>
<p>六 輸出貨物及び積戻貨物（以下「輸出貨物等」という。）に関する許可、承認、証明その他の処分に関すること。</p>	<p>六 同上</p>
<p>七 輸出貨物等に関する申告書及び申請書並びにこれらの附属書類の整理及び保存に関すること。</p>	<p>七 同上</p>
<p>八 採取した輸出入貨物等の見本の整理及び保存に関すること。</p>	<p>八 同上</p>
<p>九 輸入貨物の関税率表の適用上の所属、税率、課税標準及び輸入統計品目分類並びに内国消費税の適用上の税率の教示に関すること。</p>	<p>九 同上</p>
<p>十 輸出入貨物等に関する検査及び鑑定に必要な調査に関すること。</p>	<p>十 同上</p>

- 十一 第一号に掲げる事務に伴う指定地外における検査の許可に関する事
- 十二 輸出入貨物等に関する開庁時間外の事務の執行を求める届出に関する事
- 十三 犯則物件及び公売し又は売却する物件の検査及び鑑定に関する事
- 十四 輸出貨物等の申告書及びその附属書類による価格資料の作成に関する事
- 十五 関税の免除、軽減若しくは軽減税率の適用又は内国消費税の免除を受けた貨物の用途確認に関する事
- 十六 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の諸払戻金及び還付金に関する文書の受理及び審査並びに諸払戻金及び還付金の査定に関する事
- 十七 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の規定による減税又は免税を受けることができる工場又は製造工場の承認に関する事
- 十八 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定通関業者の認定に関する事
- 十九 製造たはこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関する事
- 二十 税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事
- 二十一 金の輸出入の規制に関する事
- 二十二 外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関する事
- 二十三 輸出入取引法の規定による貨物の輸出に関する承認、確認その他の処分に関する事
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第五号まで、第十二号及び第二十二号に掲げる事務のうち税関長の指定する輸入貨物に係るものについては、収納課において行わせることができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第六号（承認に係る部分に限る。）及び第十三号に掲げる事務については、税関長の定めるところにより、監視部の

- 十一 同上
- 十二 輸出入貨物等に関する臨時開庁の承認に関する事
- 十三 同上
- 十四 同上
- 十五 同上
- 十六 同上
- 十七 同上
- 十八 特例輸入者及び特定輸出者の承認に関する事
- 十九 同上
- 二十 同上
- 二十一 同上
- 二十二 同上
- 二十三 同上
- 2 同上
- 3 同上

職員又は統括審理官において行わせることができる。

4 第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事務のうち税関長の指定する輸入貨物に係るものについては、保税地域監督官において行わせることができる。

5 函館税関及び長崎税関の統括審査官は、第一項各号に掲げる事務のほか、第三百八条に規定する事務を分掌する。

(統括審査官の職務)

第三百五十八条 統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務(統括監視官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

一 輸出入貨物等に関する申告書、申請書及び請求書並びにこれらの附属書類の受理及び審査に関すること。

二 前号に掲げる事務に伴う検査、鑑定及び確認並びに見本の採取に関すること。

三 輸出入貨物等の統計上の分類に関すること。

四 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の税率の適用に関すること。

五 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の確定に関すること(収納課及び統括調査官の所掌に属するものを除く。)

六 輸出貨物等に関する許可、承認、証明その他の処分に関すること。

七 輸出貨物等に関する申告書及び申請書並びにこれらの附属書類の整理及び保存に関すること。

八 採取した輸出入貨物等の見本の整理及び保存に関すること。

九 輸入貨物の関税率表の適用上の所属、税率、課税標準及び輸入統計品目分類並びに内国消費税の適用上の税率の教示に関すること。

十 輸出入貨物等に関する検査及び鑑定に必要な調査に関すること。

十一 第一号に掲げる事務に伴う指定地外における検査の許可に関すること。

十二 輸出入貨物等に関する開庁時間外の事務の執行を求める届出に関すること

4 同上

5 同上

(統括審査官の職務)

第三百五十八条 同上

一 同上

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

十 同上

十一 同上

十二 輸出入貨物等に関する臨時開庁の承認に関すること。

- 十三 犯則物件及び公売し又は売却する物件の検査及び鑑定に関すること。
- 十四 輸出貨物等の申告書及びその附属書類による価格資料の作成に関すること。
- 十五 関税の免除、軽減若しくは軽減税率の適用又は内国消費税の免除を受けた貨物の用途確認に関すること。
- 十六 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の諸払戻金及び還付金に関する文書の受理及び審査並びに諸払戻金及び還付金の査定に関すること。
- 十七 関税暫定措置法の規定による減税又は免税を受けることができる工場又は製造工場の承認に関すること。
- 十八 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定通関業者の認定に関すること。
- 十九 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。
- 二十 沖縄地区税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。
- 二十一 金の輸出入の規制に関すること。
- 二十二 外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。
- 二十三 輸出入取引法の規定による貨物の輸出に関する承認、確認その他の処分に関すること。
- 二十四 第三百八条に規定する事務
- 二十五 第三百九条に規定する事務
- 二十六 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三条第二項及び第八十四条第一項の規定による減税又は免税を受けることができる事業場又は卸売業者の承認に関すること。
- 二十七 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十五条第一項の規定に基づ

十三 同上
十四 同上

十五 同上

十六 同上

十七 同上

十八 特例輸入者及び特定輸出者の承認に関すること。

十九 同上

二十 同上

二十一 同上

二十二 同上

二十三 同上

二十四 同上

二十五 同上

二十六 同上
二十七 同上

<p>く関税、内国消費税及び貨物割の払戻金に関する文書の受理及び審査並びに払戻金の査定に関すること。</p>	<p>2</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第五号まで、第十二号及び第二十二号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長の指定する輸入貨物に係るものについては、収納課において行わせることができる。</p>	<p>同上</p>
<p>3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第六号（承認に係る部分に限る。）第十三号及び第二十七号に掲げるものについては、沖縄地区税関長の定めるところにより、統括監視官、統括審理官又は特別審理官において行わせることができる。</p>	<p>同上</p>
<p>4 第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長の指定する輸入貨物に係るものについては、保税地域監督官において行わせることができる。</p>	<p>同上</p>
<p>5 第一項各号に掲げる事務のうち内国消費税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。</p>	<p>同上</p>

改正案		現行	
税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（第四条関係） 別表第一（第三条、第九条関係）			
番号	申請等	番号	申請等
一〇〇 ～ 一二六	（省略）	一〇〇 ～ 一二六	同上
一二七	削除	一二七	税関関係手数料令（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第六条の規定による承認の申請
一二八	削除	一二八	税関関係手数料令第十四条第一項の規定による還付の請求
一二九	削除	一二九	税関関係手数料令第十四条第一項の規定による還付の請求
一 ～ 四	（省略）	一 ～ 四	同上
五	関税法第七条の二第五項の規定による承認の申請	五	関税法第七条の二第六項の規定による承認の申請
六	（省略）	六	同上
九八	（省略）	九八	同上
九九	関税法第九十八条第一項の規定による開庁時間外の事務の執行を求め届出	九九	関税法第九十八条第一項の規定による臨時開庁の承認の申請

<p>一六一の三 ～ 一六二</p>	<p>（省略）</p>
<p>一六二</p>	<p>関稅定率法施行令第三條第四項の規定による申請（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第十七條第三項の規定による課稅物品の品名及び數量等並びに輕減を受けようとする内國消費稅の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。</p>
<p>一六三</p>	<p>（省略）</p>
<p>三四三</p>	<p>（省略）</p>

<p>一六一の三 ～ 一六二</p>	<p>同上</p>
<p>一六二</p>	<p>関稅定率法施行令第三條第三項の規定による申請（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第十七條第三項の規定による課稅物品の品名及び數量等並びに輕減を受けようとする内國消費稅の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。</p>
<p>一六三</p>	<p>同上</p>
<p>三四三</p>	<p>同上</p>